

自治体システム等標準化検討会分科会（第１２回）

議事概要

日 時：令和３年１１月９日（火）１３時３０分～

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

塩原 幸恵 前橋市未来創造部情報政策課主任（代理出席）

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課係長（代理出席）

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹（代理出席）

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム統括官付参事官付参事官補佐（代理出席）

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課理事官

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
 植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長
 小牧兼太郎 総務省自治行政局地域情報化企画室長
 細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐
 堀島 佑月 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐
 (ゲストスピーカー)
 永井 茂薫 新宿区戸籍住民課戸籍住民課住民記録係基幹業務システム主査
 高澤 圭介 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部マネージャー
 栗原 敬介 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
 吉田 匡一 株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1部公共ソリューション第1課課長
 川口 真人 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部本店営業部営業2課課長
 諏訪 兼也 株式会社日立システムズ公共・社会パッケージ事業グループ公共パッケージ事業部第三開発本部第一開発部技師
 金井 智洋 日本加除出版株式会社顧問
 大森 貴也 法務省民事局民事1課戸籍指導係

【議事】

1. 戸籍附票の標準化に向けた検討について
2. 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書について

【概要】

状況報告・意見交換

(1) 戸籍附票の標準化に向けた検討について

事務局より資料「資料1 戸籍附票システム標準仕様書の策定に向けた対応方針について」「資料3 自治体の行政手続のオンライン化について」の説明

・論点1: 戸籍附票システムの位置づけについて

○議論の前提として、他の標準仕様書対象業務は全て文字情報基盤に合わせる方針だが、戸籍情報システム標準仕様書はIPAの文字情報基盤は採用しないということか

→法務省では文字情報整備事業の中で、各市区町村の文字をIPA文字情報基盤への同定作業を実施した。同定していない文字が一定程度存在するため、対応を検討している。

→個人的には戸籍情報システムもIPAに統一すべきと考える。理由は戸籍と住基の

- 外字の考え方が異なり、運用が複雑化するためである。IPA と同定できなかったということであれば、戸籍のみの問題ではなく、住基でも外字扱いとなる。
- 文字情報基盤と同定できない文字については、今回の文字情報整備で整備した文字は p8 の青枠ではなく、赤茶色の枠のイメージである。
- 戸籍統一文字ではなく、文字情報基盤との同定ということであればこれは IPA と戸籍の実情との差が判明したということとなる。戸籍システムとしても、IPA にシフトしていく方向にもっていくべきと考える。
- 法務省がどの程度の期間で議論するのか。法務省の議論の経過を見ながら戸籍附票側の対応を考えていかないといけない。
- 現時点で期限は明確に伝えられない。別事業として戸籍情報の整備作業を実施しており、文字の取り扱い、改製不適合戸籍の情報を整理しており、令和 5 年度までの事業としている。
- 戸籍で使用されている文字と戸籍統一基盤との同定のことを検討しても意味がなく、IPA に追加するかしないかという点が論点となる。
- 原則は IPA に取り込んでいただきたいが、戸籍のほうとも調整が必要と考え、本資料に記載した。
- データ要件を策定していき、文字に関する方向性を示していかなくてはいけないと認識している。ご理解・ご協力をお願いしたい。
- 戸籍システムは IPA で運用して、戸籍システム内に戸籍以外で使用する文字についても JIS2004 で管理して、行政や民間で広く使用できるよう、一元的に管理することが望ましいのではないか。
- 現場で感じていることとして、住民記録システム仕様書や戸籍附票も IPA としていけると、9 条 2 項通知とか住基ネットを介している関係上、統一文字コードが残ってしまうのではないか。文字のやり取りについても IPA に統一することが望ましいと考える。
- そのような選択肢もあると考えている。
- 戸籍で使える文字、民間で使える文字に差異がある。特に署名用電子証明書で使える文字が異なる現状について、今後どのように対応するのか。
- 議論としてはデジタル庁に整理していただく必要がある。
- 民間との関係については重要と認識している。現時点で方針を示すことはできないが、検討したい。
- 住所内の字名や方書に含まれる外字も検討対象内か。
- IPA の中にどの程度包含されているかは不明だが、住基の仕様書では IPA を使用しているため、標準化後は字名や方書も IPA に包含されている文字を使用することとなる。それでも包含されない字が存在する場合は、外字で対応することとなる。戸籍の附票において、どの文字セットを使用するかには依存すると考える。
- 承知した。
- 辞典が改定されると文字が増加すると認識しているが、今後、戸籍で使える文

字数は増加していくのか。

→まったく発生しないということはない。新たな文字が発生した際には文字を統合するように市区町村に依頼をする予定であるため、新たな文字の追加は抑制されるだろう。

・論点 2: 帳票(附票の写し・通知)様式の統一

○戸籍附票の写しの発行数や発行理由に関する動向を教えてほしい。

→ニーズは少ない。過去の居住地を示す際などに戸籍附票の請求を受ける。理由は深堀していないが、自動車の手続きに使用すると聞いた。

→若干増加しているものの、請求数は横ばいで推移している。自動車の廃車や市町村をまたいだ異動の際、本籍が変わらない場合は附票を使用するようだ。

→民間手続きで住所履歴を知りたい場合などに請求される。車検証の住所変更を放置した方が車を売買するときなどによく請求を受ける。

→戸籍の附票の請求数は増加している様子はない。請求理由で多いのは車検証の住所変更が多い。

→本人請求であれば、車の住所変更・売買、不動産登記など。第三者請求では債務者の住所探索が多い。

○附票に記載する項目は p11 のサンプルに含まれている項目以外に追加はあるのか。

→質問趣旨としては、デジタル手続法で盛り込まれた項目が記載されるのかということか。それともカスタマイズされている内容を調査し、加えるということか。

→当市は異動事由項目がある。全国の自治体に意見を伺って、追加をする形式で検討しているのか。

→住基の統合記載欄のような形で異動事由も記載するか、自治体の状況を伺って更新していきたい。

→附票の様式の任意事項として、記載事由欄と世帯主欄が考えられる。事務処理要領は任意で設けてよいとされており、記載事由欄を設けている。

・論点 3: 改製不適合戸籍の附票の管理機能

○デジタル化の話の中で紙帳票を残すという議論をする必要があるのか。テキスト化しないという選択肢はないのではないか。テキスト化しない判断がありうるものなのか。データ連携やコンビニ交付、オンライン申請など電子的な管理が実施される中で、1または2しか選択の余地はないのではないか。

→改製不適合戸籍は、電算化した際に文字にこだわりを持つ人もいたことによる結果として生まれたものであり、テキスト化する際には対象者と交渉が必要となる。

→紙帳票では連携が困難となるため、紙附票は無くしたい。一方、附票は戸籍と一体であるため、戸籍側との連携方法に関して調整が必要となる。改製不適合戸籍となった事情は、誤字以外にもあると聞いており、それらの扱いを戸籍側でも検討し

ていく必要がある。法務省は令和5年度を目指していくということだが、デジタル庁とも連携しながら、全体スケジュールを調整いただきたい。

- システム化に伴い、正字化の交渉を実施したが、戸籍の文字にこだわり持つ人がいたため改製不適合戸籍が残っている。戸籍の取り扱いは現行を維持しながら、データ連携をしていけるかが論点となると認識している。正字化するには国民の理解を得ることが必要である。
- 当市は改製不適合戸籍が0となった。再度住民に問いかけることで理解いただける可能性がある。

・論点4: 除票の管理機能
分科会内での質疑なし

・論点5: 支援対象者に対する抑止設定・解除機能を設けるか。
分科会内での質疑なし

・論点6: 満欄による自動改製や任意の手動改製について、機能を統一するか。
分科会内での質疑なし

・論点7: 審査・決裁機能を実装するか。

○住基システムより住所情報が連携されるため、審査や決裁機能の必要性を感じない。手入力することがあるのか。

→住基の仕様書や印鑑の仕様書と同様、処理を早めつつも誤りを防ぐことのできる決裁の仕組みを検討している。システム的な実装方法はベンダとの調整をしながらになるが、基本的にはこの機能を定めることとしたい。

→電子決裁の導入をしないといけないということではなく、事務が一人で完結しないような仕組みとして議論されたものである。ただし、他のシステムからの連携について審査決裁が必要かといった点には議論が必要と考える。

→審査決裁の機能の一部で、日次で大量の附票の連携に関する決裁がある。その部分に有効に機能するようになればよいと考える。

○データ連携機能における附票の決裁機能は不要と考える。

→同意する。

○手入力の場合も住基ネット等に連携し番号等でチェックするようにし、手入力をなくすことができれば決裁は不要ではないか。

○連携できたデータについては、申請によるデータ更新でもなく、連携元で正式に決裁されているものであるため、改めての決裁は不要だと考える。

・論点8: 異動事由を統一するか。
分科会内での質疑なし

・論点 9: 氏名のふりがなを管理するか。

分科会内での質疑なし

(2) 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書について

総務省より資料「資料3 自治体の行政手続のオンライン化について」の説明

○オンライン化は来年度の話ということもあり、自治体に向けた講演を実施する際に必ず聞かれる。今後システムに投資したとしても数年後にはガバメントクラウドに移行することとなり、投資として適切であるのか。小規模自治体は費用対効果の関係で見送ることが多いが、臨時給付の際などにこの仕組みを使用するのであれば、中核市以上はある程度システム連携を進めておくことになると思う。自治体が非常に注目しているのだが、スコープは 31 手続きのみなのかそれとも臨時給付等も含むのか。

→国民の利便性向上に資する 31 手続きを対象範囲としている。令和 4 年度末としているのは、マイナンバーカードが普及していることを前提に、カード保有者がメリットを享受できるような機能とすることが想定している。考え方としては利用者のニーズや引っ越しワンストップサービスの拡充などに対応できるよう、7 年度末に向けてオンライン手続の環境を整備しておく。

→政令市が基幹システムの改修まで実施した際には 1 億円必要となる。2 年間の投資として評価するうえでスコープ次第であるため、情報いただきたいと考えた。

→県内にて DX の意見交換の会議を実施しているが、標準化と比較して負担が 1/2 であるということが各団体の実施意欲を削いでいる。9 月に総務省より各自治体への照会をしているので、自治体がどの程度対応するかは把握していると認識。中核市宛の調査では、実施する団体は半分、様子見が半数、実施しない団体も数団体ある。標準仕様書に反映するということであれば実施すると考えるが、仮に実施しない団体が一定数いる場合に標準仕様書に載せるべきなのかというのを検討いただきたい。本市としては予算要求を実施するが、各自治体の財政状況次第ではないか。

○当区においても、住民記録システムの仕様書に含まれている範囲について検討を実施している。現場の事務レベルでは、ぴったりサービスより申請状況が届いた際に審査完了後のものが住基システムに取り込まれると読み取れるが、住基システムに取り込む前に審査や修正、却下が必要なケースもある。住基システム、ぴったりサービス、職員がどの機能を利用して審査するのかなど、範囲を明確化した方がよいと考える。

→現行の考え方においては、住民記録システムの中で審査し、返すものとしている。今後の仕様書では、申請管理システムとの間で連携などは加える必要があると認

識している。3と4のシステム間の関係については、デジタル庁より方針が出ているので、それを踏まえて各省が検討・実施していくこととなる。

○標準化の議論の中で紐づけが必要などの話があったが、それはガバメントクラウド上の新住基システムを指すと認識している。ガバメントクラウド上の申請管理システムと住基システムのインターフェースが定まっていない状況で、どのように住基APIを定めればよいか。

→令和7年度以降は、デジタル庁の動向を踏まえて検討していく。

以上